

通学費補助金について

上田市では、児童生徒の通学距離や通学手段によって負担が生じる保護者に対して、その負担を軽減するため、通学にかかる費用の一部を補助する事業を実施しています。

○通学距離が片道 3 km 以上で、交通機関を利用している中学校の生徒

○通学距離が片道 3 km 以上で、徒歩で通学している児童・生徒

が対象になります。

※学区外通学・区域外通学生徒は対象外です

1 補助額と支給月

(1) 公共交通機関を利用している生徒

補助額

1ヶ月の通学に要した運賃の10分の8に相当する額（10円未満切捨て）

※対象は定期券のみです。切符、回数券は対象外です。

支給月 7・10・1・3月（年4回）

(2) 徒歩により通学している生徒

補助額 年額 4,500円

支給月 3月（年1回）

※年度内に通学方法が変わった場合でも補助金は当初の通学方法の額となります。

2 申請方法

補助金制度の対象者に「通学費補助金制度についての通知」を5月（予定）に配布します。

以下の書類を期限までにご提出ください。

- ・通学費補助金申請申出書
- ・納税状況調査同意書
- ・委任状兼口座振込依頼書
- ・公共交通機関の場合は定期券のコピー（購入の都度）

※上田市において市税等に未納がある場合、補助金は支給されません。

3 その他

(1) 公共交通機関利用者の自己負担額の確認について

購入したすべての定期券のコピーが必要です。購入後速やかに事務室 寺崎までご提出ください。コピーがとれない場合は事務室でコピーいたしますので、現物をご提出ください。

(2) 定期券の払い戻しについて

払い戻しをされる場合は事務室までご連絡ください、

定期を払い戻される場合は、払い戻しをする前に定期券のコピーをお取りいただき、払い戻し証明書とともに学校にご提出ください。この2点がない場合はご負担いただいた運賃の補助を受けることができません。また、払い戻しには220円の手数料がかかりますが、手数料は補助金対象外となります。状況によっては継続した場合より自己負担が増える場合もありますので、十分ご検討いただいたうえで払い戻しをしてください。